

## 市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和8年4月分)

### ○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

・道路障害（2件）

	概 要	場 所
1	【道路障害】 電車が停留場に入場する際、軌道敷内に降りてきた人と接触したもの。	荒田八幡停留所 (1系統下り)
2	【道路障害】 電車運転士が接触限界を見誤り進行し、相手車と接触したもの。	荒田八幡交差点 (1系統上り)

**自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。**

**軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。**

### ○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの  
(上記を除く)

・該当ありませんでした。

**バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、**

**やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。**